

和 調 第 8 9 号
平成22年9月16日
(2010年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長

最低制限価格等の入札執行前の公表について（お知らせ）

役務の調達に係る契約等については、人件費が経費の大部分を占める契約のうち一部の契約において、最低制限価格を設け、制限付き一般競争入札により実施しているところ です。

現在のところ、最低制限価格については、入札執行前及び入札執行後においても公表していませんが、入札事務等における透明性及び公正性の一層の向上を目的とし、今後は、最低制限価格を公表していく予定です。

つきましては、役務の調達に係る契約等において、最低制限価格を設けることとした場合は、次のとおり入札執行前に最低制限価格とともに予定価格を公表することとしますのでお知らせします。

1 公表の方法

原則として、入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格を有することを確認した結果を通知する書類（競争入札参加資格確認通知書）に予定価格及び最低制限価格を記載することにより公表することとします。ただし、最低制限価格を設けることとした場合に限るものとします。

2 実施時期について

平成22年10月1日以降に発注する案件から実施します。